

岡崎市感染症対策協議会設置要綱

(目的)

第 1 条 岡崎市内における感染症のまん延防止や、感染症に対する市民の不安解消を図るための必要な対策を実施するに当たり、関係機関との緊密な連携を図るため、岡崎市感染症対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 会議は第 1 条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 緊急若しくは重大な感染症の発生又は発生のおそれがある場合の対応
- (2) 大規模感染症のまん延防止に関する対応
- (3) 災害時における感染症の発生防止に関する対応
- (4) その他必要と認める事項

(委員)

第 3 条 協議会の委員は、次の機関等を代表する者等の内から市長が委嘱する。

- (1) 医療関係団体
- (2) 医療機関
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員が出席できないときには、代理者を出席させることができる。

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。会長が不在のときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、1 期 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が必要があると認める場合に開催する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、岡崎市保健所生活衛生課が処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が

協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 7 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 2 0 年 5 月 1 3 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 2 2 年 8 月 3 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。